

議第134号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年9月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内病院において診療等に従事した者に係る滋賀県医学生修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか1人

2 金 額 10,080,000円

(参 考)

2,880,000円 × 1人 = 2,880,000円

7,200,000円 × 1人 = 7,200,000円